



発行日 2023.4.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

今年、桜の開花が早く、散り始めていますが、今年も楽しませてくれました。この季節、日本国中が一斉に咲きます。日本の春を告げる「桜」。いいですね。私の子供のころは入学式に桜をバックにした写真がありますが、今では卒業式の時期ですね。地球温暖化のせいでしょうか。

さて、4月号をお届けします。労働・雇用・社会保険関係も4月からの改正事項が多く、まとめてみましたのでご覧いただければ幸いです。



桜【岡崎城】2023.3.27 撮影

【INDEX】

■マイナンバーに関する最新情報 マイナンバー法等の一部改正について	1
■雇用(賃金)に関する最新情報 毎月勤労統計調査令和4年分結果速報について	2
■雇用に関する最新情報 ハローワークで使用する職業分類の変更について	2
■特集 2023年4月施行の主な制度改正について	3
■日経新聞拾い読み 児童手当の所得制限撤廃	4
□PRIVATE 福智山・由布岳	4

■マイナンバーに関する最新情報

マイナンバー法等の一部改正について

3月1日、政府は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。

【具体的な改正内容】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

○社会保障制度、税制および災害対策以外の、国家資格、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務におけるマイナンバーの利用を可能に

○各種事務手続における添付書類省略等が可能に

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定見直し

○マイナンバー利用が認められている事務に準ずる事務についても、マイナンバー利用を可能に

○法律でマイナンバー利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能に

○新たな機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

○乳児に交付するマイナンバーカードの顔写真を不要に

○健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカード不保持者の求めに応じて「資格確認書」を提供

○すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

○市町村から指定された郵便局におけるマイナンバーカード交付申請の受付等を可能に

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

○戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加

○マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加

○公証された振り仮名が各種手続での本人確認として利用可能に

6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

○既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知したうえで同意を得た場合、または一定期間内に回答がなく同意したものと取り扱われる場合、その口座を公金受取口座として登録可能に

○デジタル不慣れな方の登録利便性向上、給付の迅速化
※施行期日は、公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く）とされています。

■雇用(賃金)に関する最新情報

毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報について

厚生労働省は、令和4年分の毎月勤労調査速報版を取りまとめて公表しましたのでご案内します。項目は、賃金、労働時間、雇用についてです。ご参考ください。

【調査結果のポイント】

■賃金(一人平均)

就業形態計(全体)		
現金給与総額	326,157円	2.1%増
きまって支給する給与	267,536円	1.5%増
うち所定内給与	248,603円	1.2%増
うち所定外給与	18,933円	5.0%増
特別に支払われた給与	58,621円	5.1%増
一般労働者		
現金給与総額	429,449円	2.3%増
きまって支給する給与	345,263円	1.6%増
うち所定内給与	318,904円	1.3%増
うち所定外給与	26,359円	5.0%増
特別に支払われた給与	84,186円	5.5%増
パートタイム労働者		
現金給与総額	102,073円	2.6%増
きまって支給する給与	98,914円	2.5%増
うち所定内給与	96,091円	2.2%増
うち所定外給与	2,823円	13.0%増
時間当たり給与	1,242円	1.6%増
実質賃金指数(令和2年平均=100)		
現金給与総額	99.7	0.9%減
きまって支給する給与	99.3	1.5%減
※消費者物価指数の前年比は、3.0%上昇		

■労働時間(1か月一人平均)

全体		
総実労働時間	136.2時間	0.3減
うち所定内労働時間	126.1時間	0.3減
うち所定外労働時間	10.1時間	4.6%増
出勤日数	17.6日	0.1日減
一般労働者		
総実労働時間	162.3時間	0.2%増
うち所定内労働時間	148.5時間	0.2%減
パートタイム労働者		
総実労働時間	79.6時間	1.0%増
うち所定内労働時間	77.4時間	0.7%増

■雇用(令和2年平均=100)

常用雇用指数	102.0	0.9%増
一般労働者	101.4	0.5%増
パートタイム労働者	103.5	1.9%増
パートタイム労働者比率 31.57% 0.29ポイント上昇		

賃金は、上昇していますが、消費者物価指数がそれ以上に上昇していますので、実質の賃金は下がっているということです。

また、海外の賃金水準と比べて取り残されている感があります。優秀な人材が海外に流出することが懸念されます。



■雇用に関する最新情報

ハローワークで使用する職業分類の変更について

■職業分類について

職業分類は、ハローワークインターネットサービス上で企業の求人を求職者が検索する際や、ハローワークが、求職者に求人を選定して勤める際の検索項目などに使用されています。他にも、企業が求職情報を検索する際の検索項目などとして使用されています。今回いくつかの変更がありますのでご注意ください。

■求人申込みをする場合

- 新規の求人申込み、更新申込み、過去の求人情報を転用しての求人申込みのいずれの場合も、新しい職業分類番号での申込みが必要
- 求人申込み時の職業分類選択画面で選択可能な項目の中にある「○○○(移行用)」という項目は、システムの移行用に設定されている臨時項目なので選択しない

■求人者マイページから求職情報検索をする場合

○職業分類を用いて求職情報の検索を行う場合は、職種検索やフリーワード検索を利用するか、職業分類検索で選択項目に「○○○(移行用)」という項目がある場合は、希望職種に加えて「○○○(移行用)」も選択して検索する

■求人者マイページに求職情報検索条件として職種を職業分類番号で保存していた場合

- 求人者マイページで「現在有効中または申し込み中の求人」にある「求職情報検索」をクリックし、「保存した条件を読み込み」をクリックする
- 表示された検索条件のうち「職種」欄の職業分類番号を変更して、「検索条件を保存」をクリックし、表示される画面で「上書き保存」をクリックする

旧	新
033-95 総務・人事・企画事務の職業(移行用)	033-01 総務事務員 034-01 一般事務員 035-01 法務・広報・知的財産事務の職業
035-95 その他の総務等事務の職業(移行用)	035-01 法務・広報・知的財産事務の職業 035-99 他に分類されない総務等事務の職業 036-04 インターネット応接等事務員 037-01 医療事務員(調剤薬局を除く)

2023年4月施行の主な制度改正について(まとめ)

これまでのご案内させていただいていますが、2023年4月から施行される制度改正についてまとめてみましたので、ご参考ください。

項目	内容																
労働関係																	
月60時間超の時間外労働の割増賃金引上げ	<p>月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定が、2023年4月1日から中小企業にも適用されることになりました。</p> <p>【深夜労働との関係】 深夜(22:00~5:00)時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行なった場合は、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。</p> <p>【法定休日労働との関係】 1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行なった労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行なった法定時間外労働は含まれます。</p>																
賃金デジタル払いの開始	<p>2023年1月からデジタルマネー(Pay Pay など)による支払いが解禁されます。労働基準法では、賃金の支払について、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと定められています。ご承知かと存じますが、銀行振り込みの場合も労使間で協定書を締結していると思います。デジタルマネーもその必要があります。</p>																
雇用関係																	
男性労働者の育児休業取得状況の公表義務(大企業)	<p>育児介護休業法の改正については順次施行されてきていますが、2023年4月から常時雇用する労働者の数が、1000人超の事業主は、毎年1回以上育児休業の取得状況を公表することが義務付けられます。</p> <p>【公表内容】 ①男性の育児休業等の取得割合、又は②男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合です。</p> <p>【公表方法】 インターネットの利用その他適切な方法で、一般の人が閲覧できるように公表</p>																
雇用保険料率の変更	<p>【令和5年度雇用保険料率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労働者</th> <th>事業主</th> <th>雇用保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>6/1000</td> <td>9.5/1000</td> <td>15.5/1000</td> </tr> <tr> <td>農林水産・酒造</td> <td>7/1000</td> <td>10.5/1000</td> <td>17.5/1000</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>7/1000</td> <td>11.5/1000</td> <td>18.5/1000</td> </tr> </tbody> </table>		労働者	事業主	雇用保険料率	一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	農林水産・酒造	7/1000	10.5/1000	17.5/1000	建設	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
	労働者	事業主	雇用保険料率														
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000														
農林水産・酒造	7/1000	10.5/1000	17.5/1000														
建設	7/1000	11.5/1000	18.5/1000														
医療・健康関係																	
出産育児一時金の増額	<p>胎児1人につき42万円⇒50万円に引き上げられます。</p> <p>出産育児一時金には「直接支払制度」があります。この制度を導入している産院で所定の手続きをすれば、市区町村や「協会けんぽ」から産院へ一時金が直接支払われるため、妊婦は多額の出産費用をあらかじめ用意しておく必要がありません。</p> <p>費用が一時金を上回った場合は不足分を窓口で支払う必要がありますが、逆に下回った場合は住所地の市区町村か協会けんぽへ申請すれば、その「差額分の支給」が受けられます。</p>																
年金関係																	
年金額の改定	<p>○新規裁定者(67歳以下の人)⇒2.2%の引き上げ ※1 ○既裁定者(68歳以上の人)⇒1.9%の引き上げ ※2 国民年金 64,816円⇒66,250円(+1,434円) 厚生年金 219,593円⇒224,482円(+4,889円) ※1 老齢基礎年金(満額)1人分 ※2 平均的な収入(賞与含む平均標準報酬43.9万円)で40年間就業した場合に受取始める年金の給付水準(老齢厚生年金と夫婦2人分の基礎年金)</p>																
国民年金保険料の改定	令和5年度の保険料額は16,520円																
子ども・子育て関係																	
児童扶養手当の引き上げ	<p>本体額：44,140円(令和4年度43,070円) 加算額：(児童2人目)10,420円(3人目以降)6,250円</p>																

児童手当の所得制限撤廃 (2023.4.1)

少子化対策たたき台、給付が先行
構造改革、踏み込み不足

政府は31日、少子化対策の「たたき台」を公表した。所得にかかわらず児童手当を出し、働き方によらず保育所を使えるようにする。社会保障で子ども政策が高齢化対応より後回しになる「不作為の連鎖」を断つ一歩だが、お金やサービスの給付だけで出生減がとまるかは見通せない。働き方改革など若い世代が将来を描きやすい社会への転換が待ったなしだ。

たたき台は「少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」と強調した。3本柱に掲げた経済的支援と子育てサービスの拡充、働き方改革に2024年度から3年間で集中的に取り組む。

児童手当は月1万~1万5千円の支給の所得制限をなくす。(中略)さらに子どもが多い世帯には増額し、全体の対象も15歳までから18歳まで延長する方針も盛り込んだ。

出産費用は保険適用を検討する。授業料後払い制度の創設や給付型奨学金の拡大、子育て世帯の住宅取得支援も掲げた。

保育サービスは保育所を利用するための就労要件も緩める方向だ。専業主婦や短時間労働者の世帯も時間単位で使える「こども誰でも通園制度(仮称)」をつくる。

保育士の配置基準の75年ぶりの見直しも打ち出した。現在は4~5歳児30人ごとに1人の基準を25人ごとに1人とする。

働き方改革では、育休を男女ともに一定期間取れば手取りを実質100%を保障する仕組みをつくる。就労形態によって支援が薄くならないように、例えばフリーランスらが育児中に国民年金保険料の免除を受けられるようにもする。

対策を具体化するためには財源の議論を避けて通れない。岸田文雄首相をトップとして4月に新設する「こども未来戦略会議」で検討を進める。防衛費増額などで財政余力は乏しくなっている。政府内では年金などの社会保険から拠出する案が浮上する。

少子化対策の「たたき台」が公表されました。今回の対策は、「ラストチャンス」とも言われているように、2024年度から3年間で集中的に実施することが示されています。

新聞では、給付が先行して、構造改革に踏み込み不足と書かれていますが、その通りで児童手当の所得制限の撤廃や対象児童の延長でどこまで少子化が止まるかやや疑問も残ります。しかしながら、これまで高齢者に対する給付が優先されていたことを考えると少子化対策の給付は必要です。

財源の問題については、これによって社会保険料が高くなるのか、難しい問題ですね。

□PRIVATE

福智山・由布岳

航空会社のマイル特典とLCCを利用して九州に行ってきました。

ひとつは、北九州に住む山友3人で、北九州の人気の山「福智山」に登り、もう一つは、ソコで大分の名峰「由布岳」に登りました。

福智山は、北九州にある標高901mの人気の山です。久しぶりの旧友と一緒に登りました。天気も良く、少し霞んでいましたが、頂上からの360度の展望は素晴らしく、玄界灘、小倉・八幡方面を見下ろすことができました。

由布岳は、今回2回目です。双耳峰で前回西峰に登っているので、今回は東峰に行ってみました。正面登山口から登り、下山は、湯布院の街まで続く西登山道を選択。西登山道はほとんど歩く人はなく、登山道もわかりにくくなっていました。鹿が通せんぼするので、30分以上のロスタイム。湯布院で地元の人が入る共同風呂に行ってみました。入浴料200円をお賽銭箱に入れて入ります。



福智山頂上



山の上に山(の文字)が…



由布岳



湯布院温泉共同風呂…

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市長区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)